

(証券コード：7148)

2022年12月1日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

株 式 会 社 F P G

代表取締役社長 谷 村 尚 永

## 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会へのご来場については、新型コロナウイルスの流行状況やご自身の健康状態をご考慮のうえ、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、ご来場を見合わせることをご検討いただきますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会では後記のとおり、ご来場を見合わせていただいた株主様が株主総会の模様をご覧いただけるよう、ウェブサイトにてライブ配信を実施いたします。また、同ウェブサイトを通して株主様から事前にご質問をお受けし、株主の皆様のご関心が特に高いと思われる事項については本株主総会当日にご説明申しあげる予定です。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月22日（木曜日）午前10時  
(受付開始：午前9時15分)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
JPタワー ホール&カンファレンス(KITTE 4階)  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第21期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第21期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）  
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。  
何卒ご了承くださいませようお願い申しあげます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社第21期定時株主総会におきましては、以下の対応を実施させていただく予定です。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### <議決権事前行使のお願い>

◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権を行使いただくことをご推奨申し上げます。

### <ご来場される株主様へご協力をお願い>

◎本年は、感染防止対策として会場内の座席の間隔を広く確保するため、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少いたします。ご来場者数により座席の間隔を十分に維持できない場合、株主の皆様ご自身の安全の観点から入場をお断りせざるを得ない場合がございます。

◎入場受付の際には、サーモグラフィーによる検温を実施いたします。発熱が認められた株主様や体調不良と見受けられる株主様には運営スタッフが声がけし、入場をお断りする場合がございます。

◎会場にはアルコール消毒液を設置いたしますので、手指のアルコール消毒にご協力ください。

◎ご来場の際は、必ずマスクをご持参のうえ、ご着用いただくようお願い申し上げます。

### <株主総会当日の当社の対応>

◎本株主総会は、所要時間短縮のため、例年より議事進行を簡略化し、株主様からのご質問につきましても質問数及び質問時間を制限させていただきますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

◎役員及び運営スタッフは、体調に問題がないことを事前に確認したうえで、マスク着用その他感染防止のため必要な措置を講じて対応させていただきます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.fpg.jp>）にてお知らせいたします。

## インターネットによるライブ配信及び事前質問の受付に関するご案内

本株主総会では、ウェブサイトにてライブ配信を予定しております。また、同ウェブサイトでは本株主総会の目的事項に関する事前のご質問もお受けいたします。

### 【ライブ配信のご視聴方法】

下記③記載の「株主専用ウェブサイト」にアクセスいただき、②記載のID・パスワードをご入力ください。

- ①公開日時：2022年12月22日（木曜日）午前10時より
- ②ID           ：株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）  
パスワード：郵便番号（株主様のご住所の郵便番号7桁の半角数字）
- ③株主専用ウェブサイト：<https://7148.ksoukai.jp>

### 【事前質問の受付】

受付期間 2022年12月1日(木曜日)午前9時～12月15日(木曜日)午後6時

- ①上記「株主専用ウェブサイト」へアクセス後、上記ID・パスワードをご入力いただき、「事前質問を行う」のボタンを押してください。
- ②必要事項をご入力のうえ、「申し込む」のボタンを押してください。

### 【ライブ配信及び事前質問の受付に関する注意事項】

- ・株主総会のライブ配信は、ご来場をお控えいただいた株主様への情報提供を目的としており、本ライブ配信を通じて議決権行使やご質問等はできません。予めご了承ください、事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信のご視聴及び事前質問の受付は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- ・ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・ライブ配信の映像及び音声の録画、録音等をご遠慮ください。
- ・ご使用のパソコン、スマートフォン又はタブレット端末のインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- ・配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、ご来場された株主様のご発言は音声として配信されますので、あらかじめご了承ください。
- ・インターネット回線や機材のトラブル等の事情により、やむを得ずライブ配信を中断又は中止する場合がございます。
- ・事前にお受けしたご質問のうち、株主の皆様のご関心が特に高いと思われる事項については、本株主総会当日にご説明申しあげる予定です。

### 【ライブ配信に関するお問い合わせについて】

- ・お問い合わせ先：三井住友信託銀行株式会社
- ・受付期間 2022年12月1日(木曜日)～株主総会当日(土・日曜日は除きます)
- ・受付時間 9:00～17:00（株主総会当日は株主総会終了時まで）
- ・電話番号 0120-782-041

## ◎議決権行使の方法

### [書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年12月21日（水曜日）午後5時45分までに到着するようにご返送ください。

賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

### [インターネット等による議決権行使の場合]

7頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、2022年12月21日（水曜日）午後5時45分までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、当社指定の議決権行使ウェブサイトをご利用の場合は、<https://www.web54.net>にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を用いて、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

また、スマートフォンにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「QRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずに議決権が行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度「QRコード」を読み取り、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### [重複行使の取扱い]

書面（郵送）による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

同一方法により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。




- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎議決権行使を代理人に委任する場合は、当社定款第17条の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とし、その方が代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。  
代理権を証明する書面として、(A)委任者の記名押印のある委任状に加え、(B)以下のいずれかの書類をご提出いただくことが必要となります。
- ①当社から委任者に送付した議決権行使書用紙
  - ②委任者の印鑑登録証明書（この場合、委任状には印鑑登録証明書の登録印の押印が必要です。）
  - ③委任者の運転免許証、各種健康保険証等、委任者の氏名及び住所の確認ができる公的証明書類の写し
- ◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面の記載事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(下記URL)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面への記載を省略しております。
- ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表
- なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を、それぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本株主総会招集ご通知提供書面に記載のもののほか、上記「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(下記URL)にその内容を掲載させていただきます。

[当社ウェブサイト] <https://www.fpg.jp/ir/>



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2022年12月22日 (木曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時15分)</p>	 <p><b>書面 (郵送) で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年12月21日 (水曜日) 午後5時45分到着分まで</p>	 <p><b>インターネット等で議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年12月21日 (水曜日) 午後5時45分入力完了分まで</p>
--	--	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○


(可取替)

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

ここに議案に対する賛否をご記入ください。

**第1・2・3号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

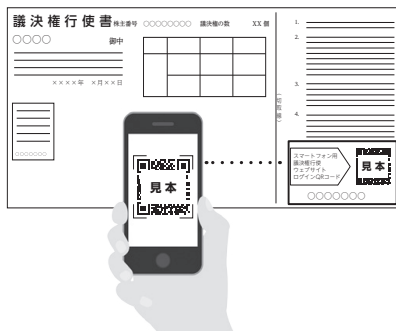
書面 (郵送) 及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

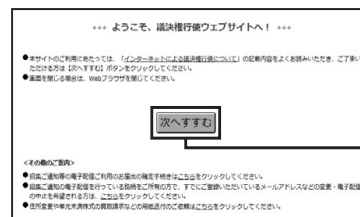
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、タブレット端末の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

※「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

株主還元につきましては、持続的な成長と企業価値向上のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針とし、連結配当性向50%を目安としております。

当該方針に基づき、当期の期末配当につきましては、普通配当50円00銭とさせていただきます。

#### ① 配当財産の種類

金銭

#### ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき

金50円00銭

配当総額

金4,270,240,950円

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月23日



## 第2号議案 定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

- ①現行定款第1条につきまして、新たに制定される企業理念を反映するため、英文社名を変更するものであります。
- ②現行定款第2条につきまして、将来の事業領域の拡大に対応するため、事業目的を追加するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社F P Gと称する。</p> <p>当社の英文社名は、<u>Financial Products Group Co., Ltd.</u> と表示する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社F P Gと称する。</p> <p>当社の英文社名は、<u>Financial Partners Group Co., Ltd.</u> と表示する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ファイナンシャルプランニング業</li> <li>2. 資産運用に関するコンサルタント業</li> <li>3. 経営コンサルタント業</li> <li>4. 企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導仲介および斡旋</li> <li>5. 企業の事業開発、販売促進等に関するコンサルティング</li> <li>6. 総合リース業</li> <li>7. 金融商品取引法に規定する、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業および金融商品仲介業</li> <li>8. 金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介ならびに債務の保証および引受等の信用供与</li> <li>9. 銀行代理業</li> <li>10. 信託契約代理業</li> <li>11. 保険仲立人に関する業務</li> <li>12. 損害保険の代理業務および生命保険の募集に関する業務</li> <li>13. 有価証券、金銭債権その他金融資産の売買、取得、保有および譲渡</li> <li>14. 投資事業ならびに投資事業組合の組成、財産運用および管理</li> <li>15. 船舶、航空機、工具、器具、備品およびその関連資産の売買ならびに売買の媒介</li> <li>16. 船舶の貸渡しの媒介</li> </ol>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ファイナンシャルプランニング業</li> <li>2. 資産運用に関するコンサルタント業</li> <li>3. 経営コンサルタント業</li> <li>4. 企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導仲介および斡旋</li> <li>5. 企業の事業開発、販売促進等に関するコンサルティング</li> <li>6. 総合リース業</li> <li>7. 金融商品取引法に規定する、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業および金融商品仲介業</li> <li>8. 金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介ならびに債務の保証および引受等の信用供与</li> <li>9. 銀行代理業</li> <li>10. 信託契約代理業</li> <li>11. 保険仲立人に関する業務</li> <li>12. 損害保険の代理業務および生命保険の募集に関する業務</li> <li>13. 有価証券、金銭債権その他金融資産の売買、取得、保有および譲渡</li> <li>14. 投資事業ならびに投資事業組合の組成、財産運用および管理</li> <li>15. 船舶、航空機、工具、器具、備品およびその関連資産の売買ならびに売買の媒介</li> <li>16. 船舶の貸渡しの媒介</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>17. 不動産の売買、貸借、仲介、所有、管理、利用、開発およびコンサルティング</p> <p>18. 不動産特定共同事業法に基づく事業</p> <p>19. 信託法に掲げる方法によってする信託に係る業務</p> <p>20. 電子マネー、暗号資産その他の電子的価値情報および資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の発行、販売および管理、電子決済システムの提供ならびに資金移動業</p> <p>21. 給与計算、給与振込等の事務代行業務</p> <p>22. インターネットを通じたオンライン上でのサービスの提供およびプラットフォーム事業</p> <p>23. 古物の売買およびその仲介業</p> <p>24. コンピュータの本体および周辺装置の開発および販売業務</p> <p>25. コンピュータのソフトウェアの開発および販売業務、ならびにサービスの提供</p> <p>26. 広告、宣伝、販売促進に関する企画、制作および広告代理店業</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><u>27.</u> 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条～第43条 〈条文省略〉</p>	<p>17. 不動産の売買、貸借、仲介、所有、管理、利用、開発およびコンサルティング</p> <p>18. 不動産特定共同事業法に基づく事業</p> <p>19. 信託法に掲げる方法によってする信託に係る業務</p> <p>20. 電子マネー、暗号資産その他の電子的価値情報および資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の発行、販売および管理、電子決済システムの提供ならびに資金移動業</p> <p>21. 給与計算、給与振込等の事務代行業務</p> <p>22. インターネットを通じたオンライン上でのサービスの提供およびプラットフォーム事業</p> <p>23. 古物の売買およびその仲介業</p> <p>24. コンピュータの本体および周辺装置の開発および販売業務</p> <p>25. コンピュータのソフトウェアの開発および販売業務、ならびにサービスの提供</p> <p>26. 広告、宣伝、販売促進に関する企画、制作および広告代理店業</p> <p><u>27.</u> <u>再生可能エネルギー等による発電事業およびその管理、運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業</u></p> <p><u>28.</u> 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条～第43条 〈現行どおり〉</p>

## 第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の現任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴並びに当社における 地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
たじま ゆたか 田島 穰 (1958年1月24日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	1980年4月三菱地所株式会社 入社 1994年4月MEC UK Ltd. Director and General Manager 2003年4月Rockefeller Group International, Inc. 取締役副社長 兼 最高投資責任者 2008年4月三菱地所株式会社 経営企画部長 2009年4月同社 経営企画部長 兼 メック情報開発株式会社(現 三菱地所ITソリューションズ株式会社) 代表取締役社長 2010年4月三菱地所株式会社 執行役員 経営企画部長 2012年4月同社 執行役員 ビルアセット開発部長 2013年4月同社 常務執行役員 2016年6月同社 執行役常務 2017年4月同社 グループ執行役員 兼 三菱地所リアルエステートサービス株式会社 代表取締役社長 2019年4月同社 常務執行役員 2019年6月同社 グループ執行役員 兼 丸の内熱供給株式会社 代表取締役社長 2022年7月株式会社ノジマ 顧問(現任) 2022年7月自然電力株式会社 シニアアドバイザー(現任) 2022年10月当社 顧問(現任) 2022年10月ニューシナジー・キャピタル・マネジメント株式会社 取締役(現任)  (重要な兼職の状況) なし	—
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	同氏は、長年にわたり、国内外におけるオフィス・商業施設・ホテル等の多様な不動産物件の開発及び運用に携わるなど、不動産事業に関する豊富な経験及び高度の専門的知識を有しております。また、国内大手不動産会社においては執行役員及びその関連会社においては代表取締役社長を歴任しており、企業経営に関する知見も併せ持っております。こうした知識や経験を活かして、当社における取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 候補者は、新任の取締役候補者であります。  
 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 3. 候補者は、社外取締役候補者であります。

4. 候補者の選任が承認された場合、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、当社の取締役、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2023年9月に同内容で更新する予定であります。
6. 候補者は、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、候補者の選任が承認された場合には、当社は候補者を同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

## 【ご参考】本総会終了後の取締役及び監査役のスキル・マトリックス（予定）

			企業経営	営業・マーケティング	財務・ファイナンス	会計・税務	イノベーション	人事・人材開発	法務・コンプライアンス・リスク管理	グローバル	サステナビリティ・SDGs
氏名	性別	地位									
谷村 尚永	男性	代表取締役 社長	●	●	●	●	●		●	●	●
石黒 正	男性	取締役	●	●	●	●		●	●	●	●
高橋 和樹	男性	取締役		●	●	●	●				
大原 慶子	女性	取締役 (社外)						●	●	●	●
迫本 栄二	男性	取締役 (社外)	●	●	●	●					●
田島 穰	男性	取締役 (社外)	●	●	●				●	●	●
川嶋 秀行	男性	常勤監査役 (社外)	●	●	●				●	●	
吉利 友克	男性	監査役 (社外)	●	●	●			●		●	
常峰 仁	男性	監査役 (社外)	●		●			●			

※上記一覧表は各取締役（候補者含む）及び各監査役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

以上

## (提供書面)

# 事業報告

( 自 2021年10月1日 )  
( 至 2022年9月30日 )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

<収益認識に関する会計基準の適用について>

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。収益認識会計基準の適用にあたっては収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準の適用によって、不動産ファンド事業における不動産小口化商品の販売に関する会計処理について、前連結会計年度の当社利益相当額（当社役務手数料相当額）を売上高に計上する方法から、当連結会計年度においては、販売価額相当額を売上高に計上する方法に変更しており、売上高及び売上原価の各金額は、従来の会計処理の方法に比べ、大きく増加することになりました。なお、当該変更による各損益への影響はありません。

これらの結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価は、前連結会計年度と比較して大きく増加することになったため、本項目における売上高及び売上原価の前年度比増減率は記載しておりません。

なお、収益認識会計基準の適用の詳細は「連結注記表 2.会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

また、不動産ファンド事業の不動産小口化商品の販売に関する会計処理に関し、前連結会計年度の連結計算書類について、当連結会計年度と同じ方法で処理した場合の各金額を「<参考>2021年9月期連結会計年度」に記載しております。

(単位：百万円)

	<実績> 2021年9月期 連結会計年度	<参考> 2021年9月期 連結会計年度	2022年9月期 連結会計年度	増減率
売上高	14,924	33,584	59,193	—
売上原価	3,246	21,906	40,564	—
売上総利益	11,677	11,677	18,628	59.5%
販売費及び一般管理費	6,443	6,443	6,883	6.8%
営業利益	5,233	5,233	11,744	124.4%
営業外収益	2,427	2,427	1,874	△22.8%
営業外費用	2,512	2,512	1,152	△54.1%
経常利益	5,148	5,148	12,466	142.2%
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,946	2,946	8,475	187.6%

当連結会計年度においては、世界経済は世界的な金融引き締めが進む中での金融資本市場の変動や物価上昇、供給面での制約等はありませんでしたが、景気は緩やかな持ち直しが続きました。一方、日本経済においても、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあり、景気は緩やかに持ち直しました。このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画に従い、各種施策の実施に努めました。

この結果、リースファンド事業、不動産ファンド事業ともに好調に推移し、当連結会計年度において金銭の信託（組成用航空機）に関する評価損1,217百万円を計上したものの、前連結会計年度において計上したAir Mauritius Limitedが賃借人となるオペレーティング・リース事業（以下、当該リース事業を「AML案件」という。）に関する損失998百万円が、前年度で損失処理が完了したことで当連結会計年度には損失計上がなかったこともあり、連結売上高は59,193百万円、営業利益は11,744百万円（前年度比124.4%増）、経常利益は12,466百万円（前年度比142.2%増）及び親会社株主に帰属する当期純利益は8,475百万円（前年度比187.6%増）となりました。売上高は、前連結会計年度について不動産小口化商品の販売に関する会計処理に関して、当連結会計年度と同じ方法で処理した場合と比較し、前年度比で約1.8倍となりました。

売上高/売上原価/売上総利益

(単位：百万円)

	<実績> 2021年9月期 連結会計年度	<参考> 2021年9月期 連結会計年度	2022年9月期 連結会計年度	増減率
売上高	14,924	33,584	59,193	—
リースファンド事業	11,161	11,161	14,232	27.5%
不動産ファンド事業	2,621	21,282	43,691	—
国内不動産	2,621	21,282	42,890	—
海外不動産	—	—	801	—
その他事業	1,141	1,141	1,268	11.2%
売上原価	3,246	21,906	40,564	—
売上総利益	11,677	11,677	18,628	59.5%

リースファンド事業				
リース事業組成金額	158,751	158,751	308,922	94.6%
出資金販売額	94,557	94,557	68,720	△27.3%
不動産ファンド事業				
不動産ファンド事業組成金額	34,800	34,800	74,752	114.8%
不動産小口化商品販売額	20,800	20,800	42,570	104.7%
出資金販売額（海外不動産）	—	—	5,010	—

用語の説明

[リース事業組成金額]

組成したオペレーティング・リース事業案件のリース物件の取得価額の合計額であります。

[出資金販売額] [出資金販売額（海外不動産）]

出資金（オペレーティング・リース事業の匿名組合出資持分及び任意組合出資持分並びに海外不動産を対象とした集団投資事業案件に係る任意組合出資持分）について、リース開始日までに投資家へ私募の取扱いを行った額及びリース開始日時点で当社又は当社子会社が一旦立替取得し、（連結）貸借対照表の「商品出資金」に計上したもののについて、投資家へ譲渡した額の合計額であります。なお、[出資金販売額]には、信託機能を活用した航空機リース事業案件に係る信託受益権譲渡価額を含めております。

[不動産ファンド事業組成金額]

国内不動産の不動産小口化商品について信託受益権1個当たりの価額に組成個数を乗じた額及び海外不動産についてのリース物件の取得価額の合計額であります。

[不動産小口化商品販売額]

信託受益権1個当たりの価額に販売個数を乗じた額となります。



売上高は、59,193百万円となりました。

(リースファンド事業)

出資金販売額は68,720百万円（前年度比27.3%減）となりましたが、収益率の高い案件の出資金販売が好調に継続した結果、売上高は、14,232百万円（前年度比27.5%増）と伸長しました。

また、リース事業組成金額は、航空機・船舶・コンテナ全ての組成金額が前連結会計年度と比べ概ね倍増した結果、308,922百万円（前年度比94.6%増）となりました。

(不動産ファンド事業)

国内不動産は組成と販売の好循環を確立し、不動産小口化商品販売額が、42,570百万円（前年度比104.7%増）となり、また、海外不動産についても第1号案件の販売を2022年6月より開始し、出資金販売額が5,010百万円となった結果、国内不動産・海外不動産合算の売上高は43,691百万円となりました。また、不動産ファンド事業組成金額は、国内不動産・海外不動産合算で、前連結会計年度と比べ倍増となる74,752百万円（前年度比114.8%増）となりました。

(その他事業)

その他事業の売上高は1,268百万円（前年度比11.2%増）となりました。このうち、FinTech事業の売上高は450百万円（前年度比4.8%増）、保険事業の売上高は448百万円（前年度比22.4%増）となりました。

(注) FinTech事業、保険事業、M&A事業、プライベートエクイティ事業及び航空事業等を総称して、「その他事業」としております。

売上原価は、金銭の信託（組成用航空機）に関する評価損を1,217百万円計上したことや、不動産小口化商品の販売に係る原価の計上等により40,564百万円となりました。

上記の結果、売上総利益は、18,628百万円（前年度比59.5%増）となりました。

販売費及び一般管理費

(単位：百万円)

	2021年9月期 連結会計年度	2022年9月期 連結会計年度	増減率
販売費及び一般管理費	6,443	6,883	6.8%
人件費	3,734	3,970	6.3%
その他	2,709	2,912	7.5%

(注) 人件費には、給料手当、賞与（引当金繰入額含む）、法定福利費、福利厚生費、退職給付費用、人材採用費等を含めております。

販売費及び一般管理費は、6,883百万円（前年度比6.8%増）となりました。

これは主に人件費が3,970百万円（前年度比6.3%増）、その他の費用が2,912百万円（前年度比7.5%増）となったことによるものであります。

#### 営業利益

上記の結果、営業利益は、11,744百万円（前年度比124.4%増）となりました。

#### 営業外収益/営業外費用

(単位：百万円)

	2021年9月期 連結会計年度	2022年9月期 連結会計年度	増減率
営業外収益	2,427	1,874	△22.8%
受取利息	401	234	△41.7%
金銭の信託運用益	1,194	797	△33.3%
為替差益	－	143	－
不動産賃貸料	136	634	363.5%
貯蔵品評価損戻入益	393	－	△100.0%
持分法による投資利益	147	38	△74.1%
その他	153	25	△83.2%
営業外費用	2,512	1,152	△54.1%
支払利息	747	413	△44.7%
支払手数料	867	569	△34.4%
為替差損	672	－	△100.0%
減価償却費	192	－	△100.0%
その他	32	169	420.2%

営業外収益は1,874百万円（前年度比22.8%減）となりました。これは、不動産賃貸料が634百万円（前年度比363.5%増）となった一方で、前連結会計年度において、AML案件に関連し発生した貯蔵品評価損戻入益393百万円が当連結会計年度においては発生しなかったこと、また、投資家から収受している商品出資金の立替利息相当額の減少に伴い受取利息が234百万円（前年度比41.7%減）、金銭の信託運用益が797百万円（前年度比33.3%減）となったこと等によるものです。

営業外費用は、1,152百万円（前年度比54.1%減）となりました。これは、前連結会計年度において主にAML案件に関連し発生した為替差損672百万円及び減価償却費192百万円が当連結会計年度においては発生しなかったこと、また、支払利息が413百万円（前年度比44.7%減）、支払手数料が569百万円（前年度比34.4%減）となったこと等によるものであります。

#### 経常利益／特別損益／親会社株主に帰属する当期純利益

経常利益は12,466百万円（前年度比142.2%増）となりました。

特別損失は182百万円（前年度は株式会社F P G証券の通貨関連店頭デリバティブ事業の譲渡に伴う事業譲渡損失241百万円、株式会社F P Gテクノロジーに係るのれん等の減損損失318百万円の計上等により615百万円）となりました。

上記の結果、法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は8,475百万円（前年度比187.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、当社グループの事業セグメントは「ファンド・金融サービス事業」及び「航空サービス事業」の2つへと変更しておりますが、両事業セグメントのうち「ファンド・金融サービス事業」の占める割合が高く、「航空サービス事業」の売上高等の状況については開示情報としての重要性が乏しいため、事業セグメント別の情報の記載を省略しております。

## (2) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

前年度の事業報告に掲げた2022年9月期から2024年9月期を対象とする中期経営計画では、基本方針として、当社が持続的成長を続けていくための変革と挑戦に取り組み2023年9月期以降、安定的に経常利益100億円以上を目指すとし、施策として不動産ファンド事業の拡大のための不動産小口化商品の組成及び新規商品の組成の開始や、企業価値向上のためのSDGs(持続可能な開発目標)への取組等を進めていくものとしておりました。

2022年9月期においては、第1の柱であるリースファンド事業は好調に推移しながら、第2の柱である不動産ファンド事業において、国内不動産については不動産小口化商品の組成と販売の好循環を確立し、海外不動産については第1号案件の販売を開始する等、好調に推移した結果、前年度の事業報告の中で掲げておりました中期経営計画の公約である経常利益100億円を1年前倒しで達成いたしました。加えてSDGsの取組みを進めました。

これらの成果を踏まえたくうえで、当社は、新たに2023年9月期から2025年9月期までを対象期間とする中期経営計画を策定し、さらなる成長に向けて、各種施策を実施してまいります。

当該中期経営計画の概要は、以下のとおりであります。

### <方針>

金融・不動産等のライセンスを活用した新たな商品・サービスを創出し、各分野でリーディングカンパニーとしての地位を維持・獲得

### <戦略>







- ・ 早期に連結ベースでの過去最高益（経常利益143.9億円、純利益（注）100.3億円）の更新を目指す
- ・ 第2の柱である国内不動産のさらなる成長
- ・ 第3の柱とすべく海外不動産の取組みを拡大
- ・ SDGsへの取組み

（注）親会社株主に帰属する当期純利益

### <株主還元>

配当性向（連結）50%を目安とする方針を維持

なお、当社のSDGs（持続可能な開発目標）への取組状況は以下のとおりです。

重点項目・関連するSDGs	具体的な取り組み
<b>1.地域経済・地域社会への貢献</b>   	<b>地域医療に貢献</b> ・鹿児島県・沖縄県の離島に医療従事者を航空搬送するサービスを株式会社FPGエアサービスが提供 <b>地域金融機関との提携を推進し、地域経済を支える中小企業に貢献</b> ・M&Aサービスを通じた事業継承及び雇用の確保
<b>2.地球環境にやさしい取り組みの実践</b>   	<b>CO2削減に関連した取り組み</b> ・環境負荷を低減する技術を採用した航空機・船舶を対象としたトランジション・ファイナンスへの積極的な取り組み <b>ITツール等を活用したペーパーレス化の推進</b> ・電子デバイス、電子ファイルを活用した紙ベースでの会議資料の低減 ・契約書等における電子署名の活用
<b>3.人権・ダイバーシティの尊重及び人材育成・働き方の改革</b>    	<b>障がい者支援への取り組み</b> ・2020年11月 一般社団法人障がい者自立推進機構が運営するパラリンアートのオフィシャルパートナー（ゴールドパートナー）に協賛 <b>スポーツ振興支援への取り組み</b> ・2017年3月 卓球日本代表張本智和選手とスポンサー契約を締結 ・2018年3月 卓球張本美和選手とスポンサー契約を締結 <b>経営戦略の実現に貢献できる人材育成・多様性のある人材の登用</b> ・女性活躍の推進（2022年9月時点の女性管理職の比率10.3%） ・外国籍社員の積極登用 ・資格取得支援制度の充実（補助金の支給により社員のキャリアアップをサポート） <b>多様で柔軟な働き方の推進</b> ・産休・育休取得率/復帰率100%の実現
<b>4.ガバナンスの強化</b>  	<b>取締役・経営陣の選任における独立性と多様性の確保</b> ・独立社外取締役を3分の1以上選任 ・女性取締役及び女性執行役員に登用

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した重要な設備投資はありません。

### (4) 資金調達の状況

当社グループは、主にリースファンド事業及び不動産ファンド事業における案件組成資金その他運転資金の一部を、金融機関からの借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーによって調達しております。コマーシャル・ペーパーの発行に際しては、信用等级業者である株式会社日本格付研究所より、格付けを取得しております。これらの結果、当連結会計年度末の借入金及び社債（コマーシャル・ペーパーを含む。）の残高は、99,848百万円となりました。

また、主に案件組成資金を効率的に調達するため、金融機関と、コミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく資金調達枠の総額は、当連結会計年度末時点で117,495百万円であります。

## (5) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 2019年9月期	第 19 期 2020年9月期	第 20 期 2021年9月期	第 21 期 (当連結会計年度) 2022年9月期
売上高(百万円)	26,595	12,708	14,924	59,193
経常利益(百万円)	14,394	1,719	5,148	12,466
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	10,035	1,136	2,946	8,475
1株当たり当期純利益(円)	113.01	12.98	34.51	99.24
総資産(百万円)	125,839	132,850	91,899	158,052
純資産(百万円)	32,981	27,484	29,391	36,159

(注) 収益認識会計基準等を当連結会計年度の期首より適用しており、2022年9月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。当該会計基準等の適用により、不動産ファンド事業における不動産小口化商品の販売に関する会計処理について、前期までの当社利益相当額(当社役務手数料相当額)を売上高に計上する方法から販売価額相当額を売上高に計上する方法に変更しております。なお、当該売上高の計上方法の変更による上記各利益への影響はありません。また、直前3連結会計年度の売上高は、当該会計基準等適用前の金額であり、不動産ファンド事業について同じ方法で処理した場合の各期の売上高は以下のとおりです。

区 分	第 18 期 2019年9月期	第 19 期 2020年9月期	第 20 期 2021年9月期
売上高(百万円)	37,590	17,527	33,584

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 2019年9月期	第 19 期 2020年9月期	第 20 期 2021年9月期	第 21 期 (当事業年度) 2022年9月期
売上高(百万円)	25,044	10,877	12,961	57,307
経常利益(百万円)	14,621	1,532	5,533	12,760
当期純利益(百万円)	10,295	1,025	3,602	8,989
1株当たり当期純利益(円)	115.95	11.72	42.19	105.25
総資産(百万円)	123,293	129,861	91,184	168,300
純資産(百万円)	33,045	27,360	30,011	37,412

(注) 収益認識会計基準等を当事業年度の期首より適用しております。不動産ファンド事業について同じ方法で処理した場合の直前3事業年度の売上高は以下のとおりです。

区 分	第 18 期 2019年9月期	第 19 期 2020年9月期	第 20 期 2021年9月期
売上高(百万円)	36,039	15,696	31,622

## (6) 重要な子会社等の状況

会社名	資本金又は出資金	議決権比率	主要な事業の内容
連結子会社			
株式会社 F P G証券	8,049百万円	100.0%	(注 1)
FPG Amentum Limited	500千ユーロ	83.2%	(注 2)
株式会社 F P G信託	100百万円	100.0%	(注 3)
株式会社 F P Gテクノロジー	29百万円	100.0%	FinTech事業
株式会社 F P Gエアサービス (注 4)	25百万円	100.0%	航空事業
その他 1 社			
持分法適用関連会社			
FPG Asset & Investment Management B.V.	33千ユーロ	25.0%	(注 5)
FPG Asset & Investment Management Asia Pte.Ltd.	80,000 シンガポールドル	(注 6)	(注 5)
FPG Asset & Investment Management Middle East FZ LLC	150千AED	(注 6)	(注 5)
FPG AIM Americas Inc.	250千USD	(注 6)	(注 5)

- (注) 1. 証券事業を行っており、当社のリースファンド事業及び不動産ファンド事業の案件組成・管理に係るものも含まれます。
2. リースファンド事業において、航空機投資管理サービスの提供を行っております。
3. 信託事業を行っており、当社のリースファンド事業及び不動産ファンド事業の案件組成・管理に係るものも含まれます。
4. 株式会社 F P Gエアサービスは、2022年 1 月に北日本航空株式会社より商号変更しております。
5. リースファンド事業において、オペレーティング・リース事業の案件組成サポートを行っております。
6. FPG Asset & Investment Management B.V.が100%の議決権を有しております。
7. 上記の他、当連結会計年度末時点で、非連結子会社が885社あります。これらは主にリースファンド事業において、航空機、船舶又は海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース事業の営業を行っている会社、将来営業者として利用する予定の会社及び船舶の船籍管理会社、不動産ファンド事業において、海外不動産の集団投資事業案件で投資ビークルとして利用している会社等であります。



## (7) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

当社グループで遂行する主要な事業の内容及び各関係会社の各事業に係る位置づけは以下のとおりであります。

事業セグメント	会社名	主な事業
ファンド・ 金融サービス 事業	株式会社F P G（当社）	リースファンド事業 不動産ファンド事業 FinTech事業 保険事業 M&A事業 プライベートエクイティ事業
	持分法適用関連会社 FPG Asset & Investment Management B.V. FPG Asset & Investment Management Asia Pte.Ltd. FPG Asset & Investment Management Middle East FZ LLC FPG AIM Americas Inc.	リースファンド事業 （注1）
	連結子会社 FPG Amentum Limited その他1社	リースファンド事業 （注2）
	連結子会社 株式会社F P G信託	信託事業（注3）
	連結子会社 株式会社F P G証券	証券事業（注3）
	連結子会社 株式会社F P Gテクノロジー	FinTech事業
航空 サービス事業	連結子会社 株式会社F P Gエアサービス	航空事業

（注）1. オペレーティング・リース事業の案件組成サポートを行っております。

2. 航空機投資管理サービスの提供を行っております。

3. 当社のリースファンド事業及び不動産ファンド事業の案件組成・管理に係るものも含まれます。

4. 上記の他、当連結会計年度末時点で、非連結子会社が885社あります。これらは主にリースファンド事業において、航空機、船舶又は海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース事業の営業を行っている会社、将来営業者として利用する予定の会社及び船舶の船籍管理会社、不動産ファンド事業において、海外不動産の集団投資事業案件で投資ビークルとして利用している会社等であります。

### リースファンド事業（オペレーティング・リース事業を含む。）

当社は、オペレーティング・リース事業案件の組成及び管理並びに投資家への匿名組合出資持分・任意組合出資持分・信託受益権の販売を行うことで、手数料等の収益を得ております。

当社が提供するオペレーティング・リース事業案件は、主に匿名組合方式及び金銭の信託方式であります。

匿名組合方式の場合、匿名組合の営業者となる当社子会社（SPC（注））において、リース物件を取得し、オペレーティング・リース事業を行います。当社は当該リース事業に係る匿名組合出資持分の私募の取扱いを行うほか、リース開始時点で、当社が一時的に立替取得し、貸借対照表の「商品出資金」に計上するとともに、当該匿名組合出資持分を投資家に譲渡します。

金銭の信託方式の場合、当社が信託の受託者である株式会社FPG信託に金銭を信託し、同社は、特定金外信託契約に基づき、当社が信託した金銭をもってリース物件（航空機）を取得し、オペレーティング・リース事業を行います。当社は、当該特定金外信託契約に係る信託受益権の未販売相当額を、「金銭の信託（組成用航空機）」として、貸借対照表に計上し、投資家に譲渡いたします。

当社が、投資家に、匿名組合出資持分又は信託受益権を譲渡することで、オペレーティング・リース事業の損益等が投資家に帰属することになります。

当社は、オペレーティング・リース事業の案件組成や、当該リース事業に係る匿名組合出資持分又は信託受益権を販売すること等で、手数料を売上高に計上しております。

オペレーティング・リース事業とは、主に以下の要素を持つ一連の仕組みを指し、一般に「日本型オペレーティング・リース」と呼ばれております。また本説明は、匿名組合方式を前提に記載しております。

- ・当社子会社（SPC）が、投資家との間で匿名組合契約を締結し、出資を受け入れ、また金融機関から資金調達を行う。
- ・調達した資金により航空機、船舶及び海上輸送用コンテナといったリース物件を取得し、オペレーティング・リースにより航空会社・海運会社等に賃貸を行う。リース期間終了後リース物件を売却する。
- ・当該事業の損益については、リース期間前半には、定率法を選択すること等により、減価償却費等の費用が、収益よりも先行して発生するため赤字となる傾向にあり、一方、リース期間後半には減価償却費等が減少するため、黒字となる傾向があることから、税の繰り延べ効果が発生する。
- ・投資家は、当該事業の損益について、匿名組合契約に基づく分配を受けることで、当該事業の損益を、投資家自身の決算に取り込むことが可能であり、これによって、税の繰り延べ効果を享受できる。また、リース物件売却によるキャピタルゲイ

ンも享受できる。

(注) S P Cとは、特別目的会社のことをいい、英語の (Special Purpose Company) の略であります。一般には、株式、債券の発行等の特別な目的のために作られた会社のことであります。当社では、オペレーティング・リース事業を行うに際して、当該事業の損益及び収支等を明確にするために、個別案件ごとに S P Cを利用しております。

また、FPG Amentum Limitedにおいて、航空機リースのアレンジメント、リース管理、リマーケティング、ファイナンス・アレンジメント業務等を行うことで手数料・報酬を得ております。

### 不動産ファンド事業

国内不動産を対象とした株式会社 F P G信託の信託機能を活用した不動産小口化商品、海外不動産を対象とした集団投資事業案件を投資家に提供しております。

国内不動産を対象とした不動産小口化商品は、当社が取得した対象不動産を株式会社 F P G信託に信託し、その信託受益権を投資家に譲渡することで、対象不動産から生じる損益等が、受益者である投資家に帰属する仕組みであります。当社は、対象不動産の取得及び信託受益権の投資家への譲渡、運用指図を含む一連の業務を通じて、収益を得ております。

海外不動産を対象とした集団投資事業案件は、海外不動産を保有し賃貸する事業案件への投資を行う任意組合の組成及び管理並びに投資家への任意組合出資持分の販売を行うことで手数料等の収益を得ております。

### FinTech事業

当社においてFinTechを活用したサービスを顧客に提供している他、株式会社 F P Gテクノロジーにおいて主にシステムの受託開発や自社製品開発を行い得意先に納品する S I 事業や、得意先に人員を派遣・常駐させ得意先の要望に応じてネットワークインフラを開発し、収益を得ております。

### 保険事業

当社が行う保険代理店事業においては、保険会社の委託に基づき、顧客である保険契約者と保険会社との間の保険契約の締結の媒介を行い、保険契約が成約した際には、保険会社から所定の手数料を得ております。

### M&A事業

主に、顧客の事業の売却等に関して、アドバイザー契約を締結し、手数料を得るとともに、事業の売却等が成約した際には、所定の成功報酬を得ております。

### プライベートエクイティ事業

将来的に投資により取得した事業会社の発行する株式等又はプライベートエクイティファンドへの出資に係る持分を売却し、譲渡収益を獲得することを目的とする投資活動を行っております。

## 信託事業

顧客との間で締結した信託契約に基づき、信託財産の運用・管理を行うことで、手数料・報酬を得ております。なお、事業別売上高の計上に際しては、当社のオペレーティング・リース事業及び不動産小口化商品の案件組成サポート・管理に関するサービスからの売上高は、それぞれリースファンド事業の売上高及び不動産ファンド事業の売上高に含めることとしております。

## 証券事業

当社が組成したオペレーティング・リース事業案件や海外不動産を対象とした集団投資事業案件に係る任意組合出資持分の引受けや、投資一任契約を締結し、顧客の受託資産に関する金融商品の価値等の分析に基づく投資判断その他受託資産の管理及び運用の指図に関する判断を行うことで、収益を得ております。なお事業別売上高の計上に際しては、当社のオペレーティング・リース事業の案件に関するサービスからの売上高はリースファンド事業の売上高に、海外不動産を対象とした集団投資事業案件からの売上高は不動産ファンド事業の売上高に含めることとしております。

## 航空事業

航空運送事業者及び航空機使用事業者として、主として人員輸送等の事業を行い、収益を得ております。

## (8) 主要な営業所 (2022年9月30日現在)

会社名	区分	所在地
当社 株式会社F P G	本 社	東京都千代田区
	札幌支店	北海道札幌市中央区
	仙台支店	宮城県仙台市青葉区
	高崎支店	群馬県高崎市
	大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区
	横浜支店	神奈川県横浜市西区
	金沢支店	石川県金沢市
	名古屋支店	愛知県名古屋市中区
	大阪支店	大阪府大阪市北区
	岡山支店	岡山県岡山市北区
	広島支店	広島県広島市中区
	高松支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市中央区	
連結子会社		
株式会社F P G証券	本 社	東京都千代田区
FPG Amentum Limited	本 社	アイルランド
株式会社F P G信託	本 社	東京都千代田区
株式会社F P Gテクノロジー	本 社	東京都千代田区
株式会社F P Gエアサービス	本 社	東京都千代田区
	沖縄事業所	沖縄県那覇市
持分法適用関連会社		
FPG Asset & Investment Management B.V.	本 社	オランダ
FPG Asset & Investment Management Asia Pte. Ltd.	本 社	シンガポール
FPG Asset & Investment Management Middle East FZ LLC	本 社	アラブ首長国連邦
FPG AIM Americas Inc.	本 社	アメリカ合衆国

## (9) 使用人の状況 (2022年9月30日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
337名	1名増

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数を記載しております。  
2. 当社グループは、全事業セグメントに占める「ファンド・金融サービス事業」の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいため、事業セグメントごとの記載を省略しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
241名	7名増	41.5歳	4.7年

- (注) 使用人数は、就業人員数を記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	10,994百万円
株式会社みずほ銀行	10,920百万円
株式会社三井住友銀行	9,106百万円
株式会社新生銀行	7,000百万円
農林中央金庫	5,500百万円
株式会社りそな銀行	5,000百万円
株式会社東京スター銀行	4,875百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,440百万円
株式会社きらぼし銀行	3,450百万円
株式会社群馬銀行	1,618百万円

## 2. 株式に関する事項 (2022年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 216,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 89,073,600株 (自己株式3,668,781株を含む)  
 (3) 株主数 26,104名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
H T ホールディングス株式会社	24,300,000株	28.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,987,700株	10.52%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,733,800株	3.20%
谷村尚永	2,199,600株	2.58%
上田八木短資株式会社	979,300株	1.15%
J P モルガン証券株式会社	763,888株	0.89%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	679,700株	0.80%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	476,708株	0.56%
みずほ証券株式会社	428,200株	0.50%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE	405,899株	0.48%

(注) 当社は、自己株式3,668,781株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権等の状況  
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
 該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷村尚永	株式会社FPG証券代表取締役会長 株式会社FPG信託代表取締役会長 FPG Amentum Limited取締役 株式会社FPGテクノロジー代表取締役会長 株式会社FPGエアサービス代表取締役会長 HTホールディングス株式会社代表取締役
取締役	石黒正	株式会社FPG信託取締役 株式会社FPGエアサービス取締役
取締役	高橋和樹	
取締役	大原慶子	神谷町法律事務所パートナー 富士急行株式会社社外取締役 大成建設株式会社社外監査役
取締役	迫本栄二	銀座K.T.C税理士法人代表社員 松竹映画劇場株式会社代表取締役 株式会社永谷園ホールディングス社外取締役
常勤監査役	川嶋秀行	
監査役	吉利友克	株式会社FPG信託監査役
監査役	常峰仁	株式会社FPGエアサービス監査役 株式会社FPGテクノロジー監査役

- (注) 1. 取締役 大原慶子氏、取締役 迫本栄二氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 川嶋秀行氏、監査役 吉利友克氏及び監査役 常峰仁氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 大原慶子氏、取締役 迫本栄二氏、常勤監査役 川嶋秀行氏、監査役 吉利友克氏及び監査役 常峰仁氏を、当社が上場している東京証券取引所の上場規則に基づく独立役員に指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役 川嶋秀行氏、監査役 吉利友克氏及び監査役 常峰仁氏は、銀行での投資銀行業務・融資業務の経験を有する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の監査役の異動  
 監査役 川嶋秀行氏は、2021年12月22日開催の第20期定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。  
 監査役 安田正敏氏は、2021年12月22日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。



### 《ご参考》

当社は、意思決定・監督と職務執行を分離し、取締役会の活性化・機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。2022年11月16日現在の当社執行役員は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
代表執行役員	谷 村 尚 永	情報システム部・商品開発部・フィンテック推進部・保険事業部担当
専務執行役員	高 橋 和 樹	大阪支店・岡山支店・広島支店・高松支店・福岡支店担当
常務執行役員	松 本 孝 博	ストラクチャードファイナンス各部管掌、同1部担当
常務執行役員	三 杯 力	財務部・総務部・リスク管理部・ビジネスソリューション部・人事部・M&A事業部・事業投資部担当
執行役員	鈴 木 智 倫	名古屋支店・金沢支店担当
執行役員	中 村 敬 一	ストラクチャードファイナンス2部・融資部担当
執行役員	金 子 文 子	法務部・コンプライアンス部担当
執行役員	大 嶋 智 之	仙台支店・高崎支店・大宮支店担当
執行役員	倉 田 修	ストラクチャードファイナンス管理部、ストラクチャードファイナンスオペレーション部担当
執行役員	桜 井 寛	経営企画部・経理1部・経理2部担当
執行役員	森 垣 智 哉	営業推進部・札幌支店・東京営業部・西東京営業部・横浜支店・営業サポート部担当
執行役員	川 村 仁	海外不動産部・国内不動産部・不動産推進部・不動産管理部担当

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外役員の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

### ①被保険者の範囲

当社及び当社子会社である株式会社F P G証券、株式会社F P G信託、株式会社F P Gテクノロジー、株式会社F P Gエアサービスの取締役、監査役、執行役員、管理職従業員及び退任役員（以下「役員等」という。）

### ②保険契約の内容の概要

被保険者が当社又は当社子会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たことや、法令違反を認識しながら行った行為等に起因して損害賠償請求を受けた場合は、填補の対象としないこととしています。なお保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の報酬額案の策定にあたっては、経営監督機能を担うという取締役の役割に鑑みて、各取締役の職責や職位を考慮し、業務執行取締役については、経営監督機能に加えて業務執行機能をも担うという役割に鑑みて、過年度の業績と報酬額の実績及び開示済みの当期業績予想を考慮した上で、社外取締役との協議により、個人別の固定報酬原案を作成することとしております。その上で、最終的には当該原案に基づき取締役会にて個人別の年間報酬額を決定することとしております。なお取締役の報酬については、株主総会の決議にて報酬総額の最高限度のみを定める「総額枠方式」を採用し、その報酬総額の枠内で取締役の個人別の報酬額を取締役会において決定しております。当社の取締役の個人別の報酬は、業績連動報酬及び非金銭報酬に係る部分はなく、固定報酬のみで構成されております。取締役の報酬の支払は、年間報酬額を12等分した額を在任期間に応じて毎月1回支給するものとし、退職慰労金など退任後に報酬を支払う制度は設けないものとしております。当社の取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬につきまして、上記方針に従ったプロセスを経て、算定されたものであると判断しております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	132百万円 (16百万円)
監査役 (うち社外監査役)	(注1) 4名 (4名)	27百万円 (27百万円)
合計 (うち社外役員)	9名 (6名)	159百万円 (43百万円)

- (注) 1. 上記には、2021年12月22日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役1名が含まれており、当該監査役に対し2021年10月から12月に支払った報酬が含まれております。
2. 当社の役員の報酬等は、固定報酬のみで構成され、業績連動報酬等及び非金銭報酬等に係る部分はありません。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬額は、2018年12月21日開催の定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内であり、使用人分の給与は含まれません。）と決議いただいております。なお、当該決議当時の取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）です。
5. 監査役の報酬額は、2021年12月22日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議当時の監査役の員数は3名です。

## ③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額

当事業年度において、社外役員が子会社から役員として受けた報酬等の額は、4百万円であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	大原慶子	神谷町法律事務所パートナー 富士急行株式会社社外取締役 大成建設株式会社社外監査役	取引関係等、特別の利害関係はありません。
取締役	迫本栄二	銀座K.T.C税理士法人代表社員 松竹映画劇場株式会社代表取締役 株式会社永谷園ホールディングス社外取締役	取引関係等、特別の利害関係はありません。
常勤監査役	川嶋秀行		
監査役	吉利友克	株式会社FPG信託監査役	当社の連結子会社
監査役	常峰仁	株式会社FPGAサービス監査役 株式会社FPGテクノロジー監査役	当社の連結子会社

### ② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	大原慶子	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と国際企業法務に関する専門的かつ高度な知見から、経営に係る助言及び提言を行い、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化のために期待される役割を適切に果たしております。
取締役	迫本栄二	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席いたしました。公認会計士及び税理士として、財務及び会計並びに税務に関する高度な専門性的見地から、経営に係る助言及び提言を行い、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化のために期待される役割を適切に果たしております。
常勤監査役	川嶋秀行	2021年12月22日就任以降、常勤監査役として、監査役会の中心を担っております。就任後の当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、金融に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営に係る助言及び提言を行っております。
監査役	吉利友克	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、金融に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営に係る助言及び提言を行っております。
監査役	常峰仁	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、金融に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営に係る助言及び提言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 40百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45百万円 |

(注) 1. 当社の会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者の監査を受けております。

4. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が6百万円あります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合その他会計監査人を解任又は不再任とするべき理由があると判断した場合、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任及び新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備・推進するにあたり、会社法に基づく内部統制システムの基本方針として、取締役会において以下のとおり決議しております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社は、既に定めある「F P Gグループ コンプライアンス・ポリシー」を法令遵守及び倫理維持の基本方針とし、取締役及び使用人に周知徹底し、業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その遵守及び推進を求める。
- (ii) 取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項を審議するため設置する「コンプライアンス委員会」を通じて、定期的にコンプライアンス態勢を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (iii) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行における法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、監査役及び内部監査室は連携し、定期的にその遵守体制の有効性の検証を行う。また、内部通報制度を設置し、不祥事、コンプライアンス上疑義ある行為等について通報窓口を設置し、早期発見と是正を図る。コンプライアンス違反者に対しては、「社員就業規則」に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- (iv) 複数名の社外取締役を置くことにより、取締役及び使用人の職務執行に対する監督機能の強化を図る。
- (v) 既に定めある「F P Gグループ コンプライアンス・ポリシー」の反社会的勢力への対応に関する基本方針に基づき要領等に明文化し周知徹底を図り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、警察、弁護士等とも連携して毅然とした態度で組織的に対応する。
- (vi) 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行う。
- (vii) コンプライアンス統括部門を強化し、法務部との連携を図りながら、当社の事業に適用される法令、金融庁の監督指針等の最新の内容を正確に把握し、法改正に応じて所要の規程改定を行い、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法令遵守態勢を整備する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 取締役及び執行役員の職務の執行に際しては、既に定めある「取締役会規程」及び「執行役員規程」に基づき取締役会議事録、執行役員会議事録等の文書（電磁的情報を含む）・記録の作成、保存及び管理を適正に行う。

- (ii) 監査役及び内部監査室は連携し、定期的に情報の保存及び管理について、監査を行う。
- (iii) 個人情報、法令及び「個人情報保護基本規程」に基づき厳重かつ適切に管理する。
- (iv) 取締役及び執行役員は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従って適時かつ適切に開示する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) リスク管理の体制については、既に定めある「F P Gグループ リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント最高責任者の下、独立専門部署としてのリスクマネジメント統括部門及びリスクマネジメント委員会を設置し、全社的なリスクマネジメント体制を総合的に整備・強化する。
- (ii) 当社は、業務戦略遂行に際し、取締役会が統制する範囲で事業計画達成のために必要なリスクを適正に取ることを基本方針とする。リスク管理にあたっては、当社におけるリスクのうち、特に経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクを主要リスクとして把握し、その監視、評価、報告を通じて、資本の健全性を確保しつつ、リスクに見合った収益を安定的に計上する基盤を提供する。
- (iii) リスクマネジメント統括部門は、主要リスクの状況・変化等を絶えず把握・監視するとともに、適時適切に取締役会及びリスクマネジメント委員会に報告することにより、リスクを統括的に管理する。また、主要リスクは、当社における事業特性・リスクプロファイル等の変化を踏まえ、必要に応じて見直す。
- (iv) リスク管理体制・管理手法については、これを定期的にレビューし、不断の見直し・整備を図る。
- (v) 自然災害、パンデミック、社会インフラ停止等の緊急災害時の対応について、「F P Gグループ緊急災害時対策規程」に基づき、行動原則及び安全確保の原則を定め、防災計画の策定等の防災管理体制の整備及び発生時の対策本部設置等の対応体制の整備を行う。大規模災害や新型インフルエンザの流行等の当社に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、未然に防止する。万一、当社に著しい損害を及ぼす災害が発生した場合には対応として、事業への損害、業務の中断を最小限にとどめるために、あらかじめ「F P Gグループ事業継続計画（BCP）」を策定し、事業継続態勢の実効性向上を図る。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役会の意思決定の迅速化・監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入し、業務執行権限を法令に反しない範囲で執行役員会又は各執行役員に委譲する。各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、規程等に定められた権限及び責任の範囲で、自己の職務を執行する。
- (ii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行い、相互に職務執行を監督する。取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等は、既に定めある「取締役会規程」に基づき、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。



- (iii) 取締役及び執行役員による効果的な業務運営を確保するため、取締役は「取締役会規程」に基づき、また、執行役員は「執行役員規程」、「組織規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき、職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の適切かつ効率的な運営を図る。
- (iv) 取締役会は、当社の企業理念を定めるとともに、中期経営計画及び年度計画を策定し、取締役及び使用人に周知徹底し、適切な経営管理に努め、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (v) その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (vi) 前各号の業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室による内部監査を実施し、取締役会は、その内部監査の報告を踏まえ、毎年、これらの体制を検証する。
- (vii) 取締役は、必要と認める場合は、当社の費用において、弁護士、公認会計士等の外部の専門家から助言を受けることができる。

#### ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社は、子会社において、当社グループの経営方針に従った適正な業務運営及び当社による実効性のある管理が行われるよう、「関係会社管理規程」を制定し、もって、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保し、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告が適時に行われる体制を整備する。
- (ii) 当社は、子会社の取締役に当社取締役又は当社使用人その他適切な人材を選任するとともに、子会社の財務報告の適正性を確保するための体制を整備・運用せしめ、その業務の状況を当社が監理し、もって、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。特に、重要な事項については、当社の執行役員会での審議又は取締役会への付議を行う。
- (iii) 当社は、「F P Gグループ リスクマネジメント基本規程」に基づき、子会社を含む当社グループ全体のリスク管理を行い、子会社のリスク管理体制の整備・充実を図る。

#### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の人数、権限、所属する組織、指揮命令権等について決定し、使用人の人事発令等を速やかに行う。

**⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

前項により設置される監査役を補助すべき使用人の独立性を確保し、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保するため、使用人は、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事（異動、評価、懲戒等）に関しては、代表取締役が監査役の同意を得た上決定する。

**⑧ 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (i) 監査役は取締役会、執行役員会及び子会社におけるそれらを含めた重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受け、意見を述べることができる。
- (ii) 監査役には当社及び子会社の主要な稟議書その他社内の重要書類を回付し、又は、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出し、閲覧に供する。
- (iii) 監査役は、定期的に代表取締役との監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等に関する意見交換会を開催するほか、必要に応じて当社の他の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人からその業務及び財産の状況等に関する報告・説明を受けることができる。
- (iv) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令又は定款に違反する事項又は著しく不当な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (v) 監査役は、内部監査室の監査報告を受ける。
- (vi) 前各号に定める他、当社は、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告をするための体制を確保するため、当社及び子会社の関係社内規程において報告の仕組みを整備する。
- (vii) 当社は、本項の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するため、当社及び子会社の関係社内規程にその旨明記する。

**⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づき費用の前払若しくは償還又は債務の弁済の請求をしたときは、その職務の執行に必要なでないと認める場合を除き、速やかに支払う。

**⑩ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**

- (i) 取締役及び執行役員は、監査役職務の職責、心構え、監査体制、監査にあたっての基準、行動指針等を明確にした「監査役監査基準」及び毎年策定する監査計画書を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備、実効性確保に努める。

- (ii) 監査役が必要と認めるときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、各部室店所に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- (iii) 代表取締役は、監査役が、子会社の監査役と連携した監査の実施、子会社への監査結果の報告、子会社の代表者との意見交換等を行うよう努める。
- (iv) 監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。また、監査役、会計監査人及び内部監査室との間で、三様監査連絡会を開催する。
- (v) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家から助言を受けることができる。なお、これに伴い生ずる費用又は債務の処理は、前項に定める方針に従う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりである。

当社は、「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス態勢を見直した。また、「F P G グループ リスクマネジメント基本規程」に基づき、子会社を含む当社グループのリスクの把握・評価を行い、その管理及びリスク低減に努めた。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督した。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行した。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めた。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、内部管理態勢の有効性・適切性について、各部室店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況等を、取締役会及び監査役に報告した。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行った。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査した。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べた。

## 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>152,737</b>	<b>流動負債</b>	<b>107,859</b>
現金及び預金	13,119	買掛金	355
売掛金	480	短期借入金	72,842
営業投資有価証券	494	コマーシャル・ペーパー	9,000
貯蔵品	18	1年内返済予定の長期借入金	4,516
商品出資金	80,689	未払法人税等	2,176
金銭の信託 (組成用航空機)	20,868	契約負債	12,932
組成用不動産	31,632	賞与引当金	440
その他	5,433	その他	5,596
<b>固定資産</b>	<b>5,315</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,032</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>557</b>	社債	1,100
建物	241	長期借入金	12,389
工具、器具及び備品	97	資産除去債務	119
その他	218	退職給付に係る負債	29
<b>無形固定資産</b>	<b>747</b>	その他	394
のれん	693	<b>負債合計</b>	<b>121,892</b>
その他	54	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,010</b>	<b>株主資本</b>	<b>35,970</b>
投資有価証券	0	資本金	3,095
関係会社株式	1,786	資本剰余金	2,805
繰延税金資産	1,677	利益剰余金	32,526
敷金及び保証金	499	自己株式	△2,457
その他	47	その他の包括利益累計額	100
貸倒引当金	△2	為替換算調整勘定	100
		非支配株主持分	88
<b>資産合計</b>	<b>158,052</b>	<b>純資産合計</b>	<b>36,159</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>158,052</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

( 自 2021年10月 1 日 )  
( 至 2022年 9 月30日 )

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		59,193
売 上 原 価		40,564
売 上 総 利 益		18,628
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,883
営 業 利 益		11,744
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	234	
金 銭 の 信 託 運 用 益	797	
為 替 差 益	143	
不 動 産 賃 貸 料	634	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	38	
そ の 他	25	1,874
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	413	
社 債 発 行 費	1	
支 払 手 数 料	569	
不 動 産 賃 貸 費 用	114	
そ の 他	53	1,152
経 常 利 益		12,466
特 別 損 失		
減 損 損 失	74	
固 定 資 産 除 却 損	15	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	92	182
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		12,284
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,957	
法 人 税 等 調 整 額	886	3,844
当 期 純 利 益		8,439
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△36
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8,475

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日)  
(至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	3,095	2,999	25,638	△2,457	29,277
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△7		△7
会計方針の変更を反映 した当期首残高	3,095	2,999	25,631	△2,457	29,269
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,580		△1,580
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,475		8,475
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△194			△194
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	△194	6,895	-	6,701
当 期 末 残 高	3,095	2,805	32,526	△2,457	35,970

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△32	△0	△33	147	29,391
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△7
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△32	△0	△33	147	29,383
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,580
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					8,475
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					△194
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	132	0	133	△59	74
当 期 変 動 額 合 計	132	0	133	△59	6,776
当 期 末 残 高	100	-	100	88	36,159

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>145,677</b>	<b>流動負債</b>	<b>116,981</b>
現金及び預金	11,381	買掛金	335
売掛金	208	短期借入金	83,242
営業投資有価証券	494	コマーシャル・ペーパー	9,000
貯蔵品	8	1年内返済予定の 長期借入金	4,516
商品出資金	75,189	未払法人税等	2,091
金銭の信託 (組成用航空機)	20,868	契約負債	12,272
組成用不動産	31,632	賞与引当金	263
その他	5,894	その他	5,260
<b>固定資産</b>	<b>22,622</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,905</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>183</b>	社債	1,100
建物附属設備	123	長期借入金	12,389
工具、器具及び備品	60	資産除去債務	119
<b>無形固定資産</b>	<b>39</b>	長期預り金	296
ソフトウェア	36	<b>負債合計</b>	<b>130,887</b>
その他	2	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>22,399</b>	<b>株主資本</b>	<b>37,412</b>
関係会社株式	20,285	資本金	3,095
繰延税金資産	1,498	資本剰余金	3,045
敷金及び保証金	439	資本準備金	3,045
その他	177	<b>利益剰余金</b>	<b>33,728</b>
貸倒引当金	△2	利益準備金	1
		その他利益剰余金	33,727
		繰越利益剰余金	33,727
		<b>自己株式</b>	<b>△2,457</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>37,412</b>
<b>資産合計</b>	<b>168,300</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>168,300</b>



## 損益計算書

(自 2021年10月1日)  
(至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		57,307
売上原価		40,980
売上総利益		16,326
販売費及び一般管理費		4,956
営業利益		11,369
営業外収益		
受取配当金	788	
受取利息	224	
金銭の信託運用益	797	
為替差益	114	
不動産賃貸料	634	
その他の	15	2,575
営業外費用		
支払利息	421	
社債発行費	1	
支払手数料	569	
不動産賃貸費用	143	
その他の	47	1,184
経常利益		12,760
特別損失		
固定資産除却損	12	
関係会社株式評価損	92	105
税引前当期純利益		12,655
法人税、住民税及び事業税	2,843	
法人税等調整額	822	3,665
当期純利益		8,989

# 株主資本等変動計算書

( 自 2021年10月1日 )  
( 至 2022年9月30日 )

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	資 本 剩 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金 繰 越 利 益 剩 余 金	利 益 剩 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	3,095	3,045	3,045	1	26,325	26,326	△2,457	30,011
会計方針の変更による 累積的影響額					△7	△7		△7
会計方針の変更を反映 した当期首残高	3,095	3,045	3,045	1	26,318	26,319	△2,457	30,003
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△1,580	△1,580		△1,580
当 期 純 利 益					8,989	8,989		8,989
当 期 変 動 額 計 合	-	-	-	-	7,409	7,409	-	7,409
当 期 末 残 高	3,095	3,045	3,045	1	33,727	33,728	△2,457	37,412

	純資産合計
当 期 首 残 高	30,011
会計方針の変更による 累積的影響額	△7
会計方針の変更を反映 した当期首残高	30,003
当 期 変 動 額	
剰余金の配当	△1,580
当 期 純 利 益	8,989
当 期 変 動 額 計 合	7,409
当 期 末 残 高	37,412

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月16日

株式会社F P G  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 佐々木 浩一郎

公認会計士 岩崎 裕男

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社F P Gの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F P G及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月16日

株式会社 F P G  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 佐々木 浩一郎

公認会計士 岩崎 裕男

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 F P Gの2021年10月1日から2022年9月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年(2005年)10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月16日

株 式 会 社 F P G 監 査 役 会

常勤監査役(社外監査役) 川 嶋 秀 行 ⑩

監査役(社外監査役) 吉 利 友 克 ⑩

監査役(社外監査役) 常 峰 仁 ⑩

以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

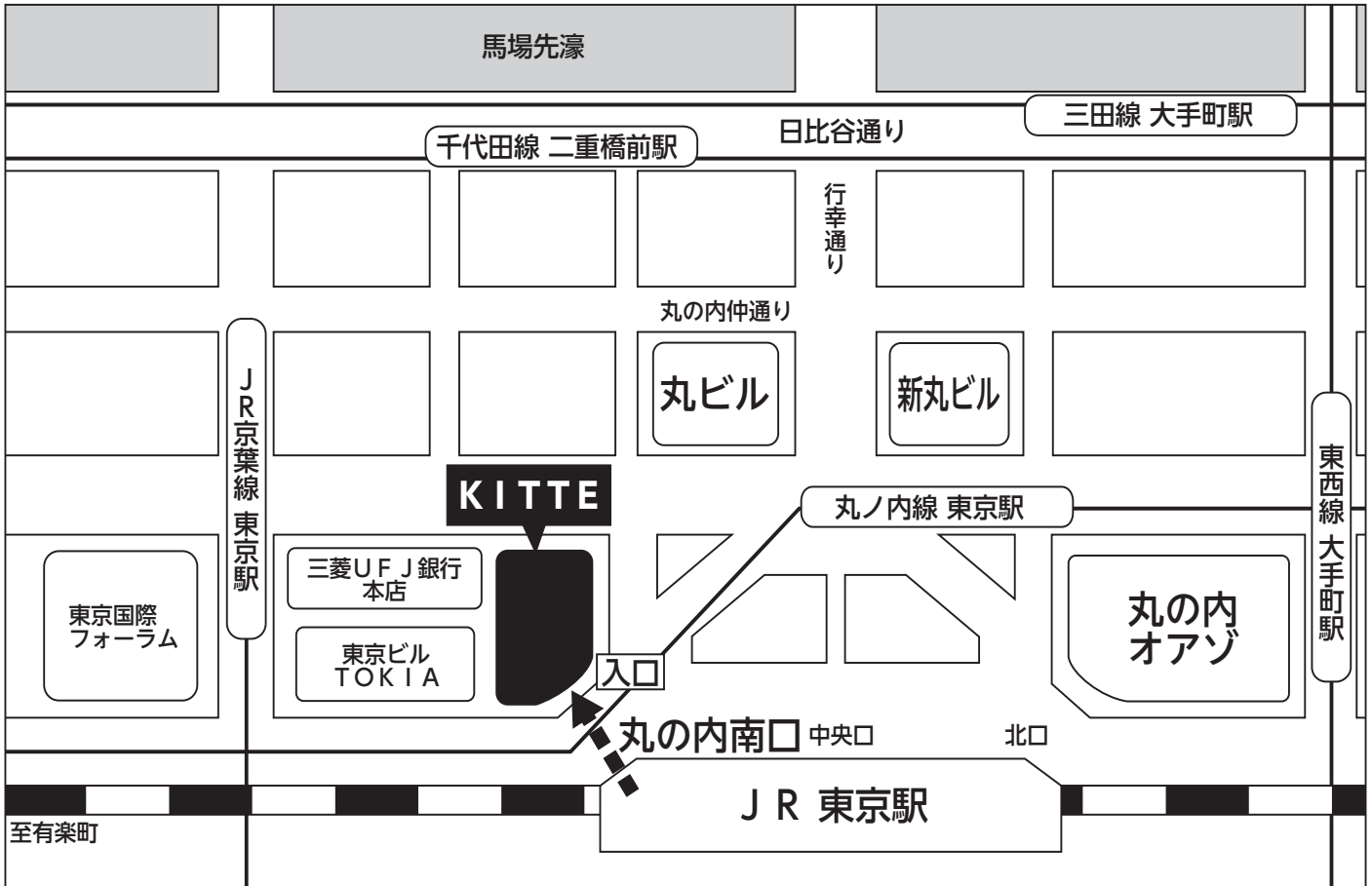
A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。  
何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
JPタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階)  
電話 03-5222-1800

(商業施設『KITTE』内にあるエレベーター又はエスカレーターで  
4階までお越しください。)



### 交通 アクセスの ご案内

- JR  
「東京駅」(丸の内南口) .....徒歩約1分  
「東京駅」(京葉地下丸の内口 出口11) .....徒歩約3分
- 地下鉄  
東京メトロ丸の内線「東京駅」地下道直結  
東京メトロ千代田線「二重橋前駅」4番出口 .....徒歩約2分  
都営三田線「大手町駅」D1出口 .....徒歩約4分  
東京メトロ東西線「大手町駅」B1出口 .....徒歩約6分

※駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。  
当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。